

令和8年10月1日から、町内の医療機関で定期の予防接種を受ける際の自己負担金免除の手続きが変わります。

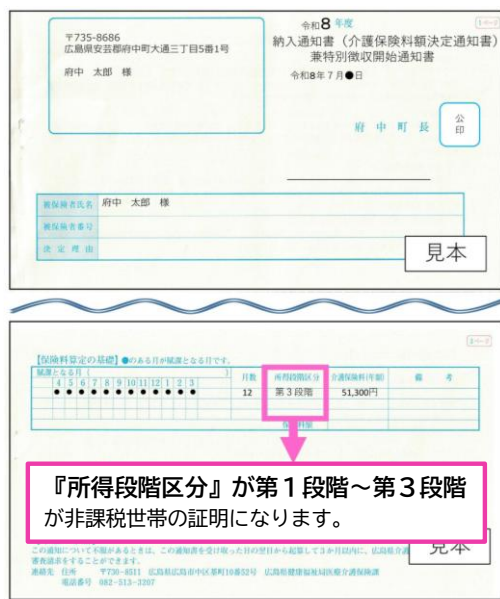
定期の予防接種の対象者のうち、生活保護世帯や町民税非課税世帯の人は、予防接種費用の自己負担金が免除されます。

自己負担金免除で予防接種を受ける場合は、事前に健康推進課へ申請が必要ですが、令和8年10月1日からは町内の医療機関で接種する場合のみ、下記の非課税証明書類「納入通知書（介護保険料額決定通知書）」、「介護負担限度額認定証」、「後期高齢者医療資格確認書」いずれかを接種当日に医療機関に提示することで、事前の申請が不要になります。

なお、町外の医療機関で接種する場合や非課税証明書類を持っていない場合などは、これまでどおり、事前に健康推進課へ申請が必要です。

【非課税証明書類】

①納入通知書（介護保険料額決定通知書）



令和8年度
納入通知書（介護保険料額決定通知書）
兼特別徴収開始通知書
令和8年7月●日

〒735-8686
広島県安芸郡府中町大通三丁目5番1号
府中 太郎 様

府中町長 公印

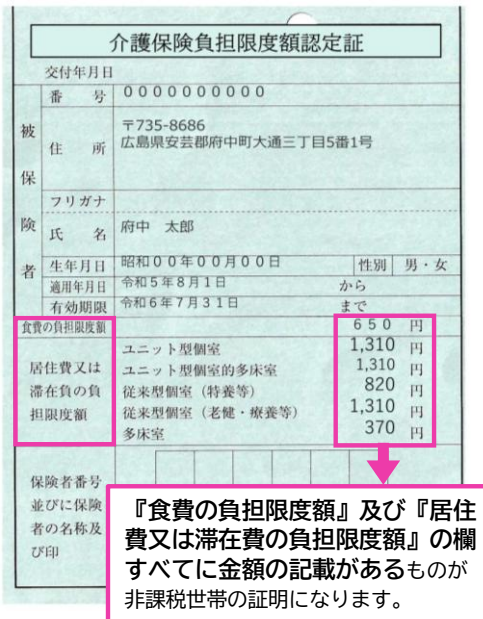
被保険者氏名 府中 太郎 様
被保険者番号
決定年度

見本

『所得段階区分』が第1段階～第3段階が非課税世帯の証明になります。

兄弟

②介護保険負担限度額認定証（あさぎ色）



介護保険負担限度額認定証

交付年月日
番号 0000000000

被住所 〒735-8686
広島県安芸郡府中町大通三丁目5番1号

フリガナ
氏名 府中 太郎

生年月日 昭和00年00月00日 性別 男・女
適用年月日 令和5年8月1日 から
有効期限 令和6年7月31日 まで

食費の負担限度額 650 円
居住費又は滞在費の負担限度額
ユニット型個室 1,310 円
ユニット型個室の多床室 1,310 円
従来型個室（特養等） 820 円
従来型個室（老健・療養等） 1,310 円
多床室 370 円

保険者番号
並びに保険者の名称及び印

『食費の負担限度額』及び『居住費又は滞在費の負担限度額』の欄すべてに金額の記載があるものが非課税世帯の証明になります。

③後期高齢者医療資格確認書（令和8年度：紫色）



後期高齢者医療資格確認書

有効期限 令和9年7月31日
交付年月日 令和●●年●●月●●日

被保険者番号 ●●●●●●●●●●

住所 ○○市○○町○○丁目○○番○○号

被保険者氏名 広城 太郎 男

生年月日 昭和●●年●●月●●日

資格取得年月日 令和●●年●●月●●日

負担割合 ●割
発効期日 令和●●年●●月●●日

任意記載事項
適用区分発効期日 ●●
長期入院該当日 令和●●年●●月●●日

特定疾病区分発効期日

保険者番号
並びに保険者の名称及び印 広島県後期高齢者医療広域連合

『適用区分』が区分1か区分2のものが非課税世帯の証明になります。

①納入通知書（介護保険料額決定通知書）

「所得段階区分」が第1段階・第2段階・第3段階となっている。

②介護保険負担限度額認定証

「食費の負担限度額」及び「居住費又は滞在費の負担限度額」の欄すべてに金額が記載されている。

③後期高齢者医療資格確認書

「適用区分」が区分1・区分2となっている。

※ただし、上記①～③に該当しない場合でも町民税非課税世帯の可能性もあります。